

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- **規則**  
○ 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
- **福島県企業局**  
○ 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
- **福島県病院局**  
○ 福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
- **福島県教育委員会**  
○ 福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
- **福島県公安委員会**  
○ 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
- **福島県労働委員会**  
○ 福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

三 一 五 七 三 三 三 三 三 三 三

## 規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則、福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則、福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第九十四号

#### 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成七年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「個人情報取扱事務登録簿」の下に「（以下「登録簿」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を取り扱う事務に係る登録簿は、知事が別に定める。

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年 内閣府 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために知事が適当と認める書類

#### 様式第二号中

本人の状況等	1 本人の状況	(1) 未成年者（ 年
	2 本人の氏名	(2) 成年被後見人
	3 本人の住所	(郵便番号 )
	4 本人の連絡先	(電話番号 )



利用の停止  
消去  
提供の停止

利用停止請求の  
趣  
 条例第7条第1項・第7条第2項  
 条例第7条の2第1項・第7条の2第2  
 条例第8条第3項・第8条第4項  
 番号法第20条  
 番号法第28条  
 条例第7条第1項・第7条第2項・第7  
 3項・第7条第4項  
 条例第7条の3

護条 続に の利 の)	求める措置
条第 項	利用の停止 消去
条第	提供の停止

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見 2 本人の氏名 3 本人の住所 4 本人の連絡先 (郵便番号)
--------	---

本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被 2 本人の氏名 (3) 委任者 3 本人の住所 (郵便番 4 本人の連絡先
--	---

年 月 日生)  
人  
(電話番号 )

者 ( 年 月 日生)  
後見人  
( 年 月 日生)  
号 )  
(電話番号 )

「又は本  
人」の委任による代理人 (保有特定個人情報に係る請求をする場合に限り。)」と加べ  
「委任状」中「旅券等」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考とな  
る資料」と加べ、「委任状」の次に「委任状」の次に「委任状」の次に「委任状」の次に「委任状」  
5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする  
場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身  
分を証明する書類 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類)、保有特定個人情報に係  
る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印  
鑑登録証明書 (利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。)の  
ほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示して  
ください。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「請求者本人」の次に「(開示請求書に記載さ  
れた法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

**附 則**

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の知事が取り扱う個人情報の保護等  
に関する規則 (以下「改正前の規則」という。) 様式第二号による自己情報開示請求  
書「改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号  
による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の知事が取り扱う個人情報の保護  
等に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 様式第二号による自己情報開示請  
求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四  
号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、  
所要の調整をして使用することができる。

(文書法務課)

**福島県規則第九十五号**  
**福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則**  
 福島県生活保護法施行細則 (昭和五十四年福島県規則第十三号) の一部を次のように  
 改正する。  
 第二号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 ( 第 4 条 関 係 )

保 護 開 始 ( 変 更 ) 申 請 書

年 月 日										保受 健 福付 社 事 務 所 日	
福島県		保健福祉事務所長									
		住所又は居所								Ⓢ	
		申請者									
		氏 名									
		要保護者との関係 ( )		電話番号							
下記により、生活保護法による保護（保護の変更）をしてください。											
家 族 の 状 況	現在住 んでいる所						現在の所 へ住み始 めた時期				
	人員	氏 名 個人番号	続柄	男女 の別	年齢	生年月日	学歴	職業	社会保険適用の 有無及び種類	健康 状態	町受 付 月 村 日
	1		主			・ ・					
	2					・ ・					
	3					・ ・					
	4					・ ・					
	5					・ ・					
	6					・ ・					
家族のうち別の場所に住 んでいる者があるときは、そ の者の名前と住んでいる所											
生 活 状 況				資 産 の 状 況			借 金 の 状 況				
生活費月額		円									
収入月額		円									
扶 養 義 務 者 の 状 況	世 帯 主 との関係	氏 名	住 所				扶養の内容				
保護の開始（変更）を 必要とする理由											
受けようとする保護の種類			生活・教育・住宅・介護・医療・出産・生業・葬祭								

(注) この申請書は、開始・変更いずれの場合にも用いるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県生活保護法施行細則（以下「旧規則」という。）第二号様式による保護開始（変更）申請書は、改正後の福島県生活保護法施行細則第二号様式による保護開始（変更）申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則第二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（社会福祉課）

## 福島県規則第九十六号

福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する

## 規 則

福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年福島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

## 第 1 号 様 式 ( 第 2 条 関 係 )

## 支 援 給 付 開 始 ( 変 更 ) 申 請 書

福島県 保健福祉事務所長										年 月 日	保健福祉事務所 受付年月日
住所又は居所 氏 名 申請者 支援給付を受けようとする者との関係 ( 電 話 番 号 )										印	
下記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永久帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を申請します。											
現在住んでいるところ											
要 支 援 家 族	氏 名	個 人 番 号	続 柄	性 別	年 齢	生 年 月 日	学 歴	職 業	健 康 状 態	町 村 受 付 年 月 日	
同 居 家 族 の 状 況											
同居していない家族の氏名及び住所又は居所											
生活状況			資産の状況			借入れの状況					
生活費月額		円									
収入月額		円									
扶 養 義 務 者 の 状 況	氏 名	続 柄	住 所			扶 養 の 内 容					
申 請 理 由											
支 援 給 付 の 種 類		生活・住宅・介護・医療・出産・生業・葬祭									

## 備考

- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定によって処罰されることがあります。
- この申請書は、開始又は変更いずれの場合にも用いるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）第一号様式による支援給付開始（変更）申請書は、改正後の福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第一号様式による支援給付開始（変更）申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則第一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（社会福祉課）

## 福島県規則第九十七号

## 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十八年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「届出」の下に「又は再交付申請」を加え、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「届出」の下に「又は政令第十条第一項の規定による申請」を加え、「精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届」を「精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書」に改める。

第三十二条を次のように改める。

## 第三十二条 削除

第三十三条中「から第三十二条まで」を「及び第三十一条」に改める。  
様式第三十四号の二及び様式第三十五号の二を次のように改める。

様式第34号の2 (第30条関係)

精神障害者保健福祉手帳交付等申請書

市町村受理年月日	年 月 日
	年 月 日

福島県知事

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、下記のとおり精神障害者保健福祉手帳の交付を申請します。

申請区分	1 新規交付	2 更新	3 障害等級変更	4 都道府県間の住所変更
申請者 (精神障害者本人)	フリガナ			生年月日
	氏名	㊟		年 月 日
	住所	〒		電話
	個人番号			
家族の連絡先 (申請者が18歳未満の場合)	フリガナ			本人との続柄
	氏名	㊟		
	住所	〒		電話
添付書類(○印)	1 医師の診断書(手帳用)      2 年金証書等の写し( 級)・同意書 3 特別障害給付金受給資格者証等の写し( 級)・同意書 4 写真(縦4cm×横3cm)			

本人以外が申請する場合は下記を記載する。

申請書を提出した者	氏名	㊟	本人との関係	
	住所	〒		電話

(注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証」(特別障害者給付金支給決定通知書)及び国庫金振込通知書(国庫金送金通知書の写し)が必要です。

2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。

3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影をしたものであること。

市町村担当者確認

既存の手帳	※有効期限	年 月 末日	※等級		※手帳番号					
※自立支援医療同時申請		有 ・ 無	連絡事項・備考							



## 様式第35号の2 (第31条関係)

## 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書

年 月 日

福島県知事

氏 名 (本人との続柄) ㊟  
 届出者・申請者 住 所  
 個人番号

## 1 変更届

精神障害者保健福祉手帳の記載事項について、次のとおり変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項第4項の規定に基づき届け出ます。

精神障害者 本人氏名				生年月日	年 月 日
手帳番号					
変更の内容	変更前	氏名			
		住所	〒		
	変更後	氏名			
		住所	〒		
変更年月日	氏名	年 月 日	住所	年 月 日	

注意 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が手帳の記載事項を変更しようとするときは、現在交付を受けている手帳を添付してください。

## 2 再交付申請

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項の規定により、精神障害者手帳の再交付を申請します。

再交付の理由 1 破損 2 汚損 3 紛失

※ 該当するものに○を付けること。

注意 破損又は汚損の場合には、その手帳を添付してください。

## 自治体記入欄

市 町 村 受 理 印	備 考	県 確 認 印

様式第三十六号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第三十四号の二及び様式第三十五号の二による申請書等は、改正後の福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第三十四号の二及び様式第三十五号の二による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（障がい福祉課）

福島県規則第九十八号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）（第五号様式）を」を「が小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする場合は、知事が別に定める申請書により行うものとし、当該申請書による申請に当たっては」に改め、同条第二項中「小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（第五号様式の二）を」を「知事が別に定める申請書により行うものとし、当該申請書による申請に当たっては」に改め、同条第三項中「小児慢性特定疾病医療費支給申請書（第五号様式の三）を」を「知事が別に定める申請書により申請するものとし、当該申請書による申請に当たっては」に改め、同条第五項中「小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書（第六号様式）を」を「知事が別に定める申請書により申請するものとし、当該申請書による申請に当たっては」に改める。

第五号様式から第六号様式までを次のように改める。

第五号様式から第六号様式まで

第七号様式、第八号様式及び第十号様式を次のように改める。

## 第 7 号 様 式 （ 第 6 条 関 係 ）

## 助産施設入所申込書

年 月 日

福島県 保健福祉事務所長

居 住 地

申 込 者

氏 名

助産施設への入所について、次のとおり申し込めます。

入所を希望する助産施設名	第一希望
	第二希望
助産の実施を希望する理由	
出 産 予 定 日	年 月 日

## 入所を希望する者の世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名 ----- 個人番号	続柄	生年月日	性別	職業又は 就学 の 状 況	備 考
世帯構成	-----	本人		/		
	-----					
	-----					
	-----					
	-----					
社会保険の 加入状況	加入の有無	有・無	保険の種類		出産育児一時金等の額	
	保険証の記号・番号				被保険者名	

私は、福島県が上記の私及び私の世帯構成員の個人番号を以下の目的で利用することに同意します。

- ① 地方税情報に関する事務
- ② 住民票関係情報に関する事務

年 月 日

氏 名（記名押印又は署名）

備考

- 1 「助産の実施を希望する理由」の欄は、保健上助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況（例 住宅が狭い等）を記入すること。
- 2 「世帯構成」の欄は、本人及びその配偶者、同居している親族等全員について記入すること。
- 3 「社会保険の加入状況」の欄の「加入の有無」は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「備考」の欄には、健康の状況等入院助産の実施について参考となる事項を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



私は、福島県が上記の私及び私の世帯構成員の個人番号を以下の目的で利用することに同意します。

- ① 地方税情報に関する事務
- ② 住民票関係情報に関する事務

年 月 日

氏 名 (記名押印又は署名)

備考

- 1 「母子保護の実施を希望する理由」の欄は、その具体的な状況を記入すること。
- 2 「母子保護の実施を希望する期間」の欄は、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入すること。
- 3 「世帯構成」の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入すること。
- 4 「備考」の欄には、健康の状況等母子保護の実施について参考となる事項を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 第 1 0 号 様 式 ( 第 13 条 の 2 関 係 )

## 里親認定申請書

年 月 日

福島県知事

住 所  
申請者 ふりがな  
氏 名 (記名押印又は署名)

児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第36条の41第2項) の規定により、次のとおり申請します。

認定を受けようとする里親の種類		養 育 ・ 専 門						
里親 希望 者及 び同 居人	氏 名 個人番号	性別	生年月日	続 柄	職 業	健康状態	摘 要	
					本 人			
養育里親研修を終了した (終了する見込みの)年月日		1 修了済み		年 月 日				
		2 終了見込み		年 月 日				
里親になることを希望する理由								
1年以内の期間を定めた 養育希望の有無		1 有 2 無						
過去の里親歴の有無及び本県以外での 里親登録の履歴の有無、期間及び 種類		1 有 都道府県名 ( ) 期間 年 月 日から 年 月 日まで 里親の種類 ( ) 2 無						

※ 以下の欄は専門里親に係る申請の場合にのみ記載すること。

専 門 里 親 と し て の 要 件	1 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者 2 3年以上の児童福祉事業に従事した者 3 1又は2に該当する者と同等以上の能力を有する者
委託児童の養育に専念できる理由	
専 門 里 親 研 修 を 終 了 し た (終了する見込みの)年月日	1 修了済み 年 月 日 2 終了見込み 年 月 日

私は、福島県が上記の里親希望者及び同居人の個人番号を以下の目的で利用することに同意します。

- ① 地方税情報に関する事務
- ② 住民票関係情報に関する事務

年 月 日

氏 名 (記名押印又は署名)

## 備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 里親希望者及びその同居人の履歴書
  - (2) 里親希望者の居住する家屋の平面図
  - (3) 養育里親研修を終了したこと又は終了する見込みであることを証する書類（養育里親に係る申請の場合のみ）
  - (4) 児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
  - (5) 児童福祉法施行規則第1条の37第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類（専門里親に係る申請の場合のみ）
  - (6) 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類（専門里親に係る申請の場合のみ）
  - (7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの写し又は同法第2条第7項に規定する個人番号カードの写し（里親希望者のみ）
- 2 「認定を受けようとする里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「養育里親研修を修了した（修了する見込みの）年月日」の欄は、養育里親に係る申請の場合のみ記載すること。
- 4 「養育里親研修を修了した（修了する見込みの）年月日」、「1年以内の期間を定めた養育希望の有無」、「本県以外での里親登録の履歴の有無、期間及び種類」、「専門里親としての要件」及び「専門里親研修を修了した（修了する見込みの）年月日」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。



## 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第七号様式による申込書、第八号様式による申込書及び第十号様式による申請書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第七号様式による申込書、第八号様式による申込書及び第十号様式による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（児童家庭課）

## 福島県規則第九十九号

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する

## 規則

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十二年福島県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二十九号様式を次のように改める。

第 1 号 様 式 ( 第 3 条 関 係 )

(表)

母 子 ( 父 子 ) 福 祉 資 金 貸 付 申 請 書

区 分	※受付年月日 ※受付番号	年 月 日 第 号	※貸付決定番号	第 号	※貸付決定年月日	年 月 日	
資金の種類	資金		資金の種類	資金			
申請金額	円 (月額) 円		貸付金額	円 (月額) 円			
貸付期間	年 月 日から ( 年 月 ) 年 月 日まで		※決定	貸付期間	年 月 日から ( 年 月 ) 年 月 日まで		
償還の方法及び期間	年賦・半年賦・月賦 年償還		償還の方法及び期間	年賦・半年賦・月賦 年償還			
据置期間	年 月 ( 年 月から 年 月まで)		据置期間	年 月 ( 年 月から 年 月まで)			
申 請 者 ( 借 受 者 )	ふりがな氏名	児童扶養手当証書記号番号		児童扶養手当受給額	円		
	個人番号	ふりがな氏名					
	生年月日	年 月 日生	生年月日		年 月 日生		
	住 所	〒		住 所		〒	
	電話番号 (自宅)	連		電話番号 (自宅)			
	電話番号 (携帯)	帯		電話番号 (携帯)			
	職 業	借		申請者との続柄			
	勤務先	受		職 業			
	電話番号 (勤務先)	者		勤務先			
	所在地 (勤務先)	〒		電話番号 (勤務先)		〒	
	修学 (修業) 予定又は就職予定先の名称	自宅通学 (通勤) ・自宅外通学 (通勤)		所在地 (勤務先)		〒	
収入 (月額)	円		修学 (修業) 予定又は就職予定先の名称		自宅通学 (通勤) ・自宅外通学 (通勤)		
配偶者の状況	(氏名)		(法律婚・事実婚)				
(父母のない児童のときは、父母の状況) (職業)	(死別、離婚、遺棄、海外の在留) 法令拘禁、精神・身体障害 生死不明		左の事実発生の年月日				
			. .				
家庭の状況	申請者との続柄	氏 名	生年月日	年 齢	職 業	勤 務 先 (学校名及び学年)	収入 (月額)
							円

(裏)

連帯保証人に関する事項	氏名		生年月日		申請者との関係	
	住所	〒 (電話番号)				
	勤務先		職業			
	所在地(勤務先)	〒 (電話番号)				
	収入(月額)	円	主な負債	円	主な資産	円
貸付けを受けようとする理由						
返済の財源						
現在の事業(事業開始資金又は事業継続資金を借り入れようとする場合に限る。)		(事業の種類)		(経験年数)		年
借入後の事業計画(事業開始資金又は事業継続資金を借り入れようとする場合に限る。)		(内容)				
この申請による母子(父子)福祉資金以外の借入金の状況	借入金の種類					
	借入金額	円	円	円	円	円
	借入年月日	・	・	・	・	・
	未償還額	円	円	円	円	円
	完了予定年月日	・	・	・	・	・
借入先						
備考						
<p>福島県母子(父子)福祉資金として 資金を借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 印</p> <p style="text-align: right;">(法定代理人) 印</p> <p style="text-align: right;">(連帯借受者) 印</p> <p>上記の借入れに係る本人の債務につき、本人と連帯してその債務を負担することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 印</p> <p>福島県知事</p>						
※福祉事務所等に関する事項	※受付年月日及び受付番号		※福祉事務所等名		※取扱者氏名・印	印
※(福祉事務所長等の意見)						

備考

- 1 「※印」欄は、記入しないこと。
- 2 「資金の種類」欄には、借り受けようとする母子(父子)福祉資金の名称を記入すること。
- 3 「貸付期間」欄は、技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 4 「償還の方法及び期間」欄は、償還方法について希望するものを○で囲み、かつ、償還期間を記入すること。
- 5 「据置期間」欄は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第1項及び第31条の7第1項の表の据置期間を記入すること。
- 6 「連帯借受者」欄は、就職支度資金、就学支度資金、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 7 「家庭の状況」欄には、申請者及び申請者が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 8 「貸付けを受けようとする理由」欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 9 「現在の事業」及び「借入後の事業計画」欄には、その概要をなるべく具体的に記入すること。
- 10 「この申請による母子(父子)福祉資金以外の借入金の状況」欄には、他の期間からの借入金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法による他の貸付金の借入れの状況を記入すること。

第 2 9 号 様 式 ( 第 21 条 関 係 )

(表)

寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 申 請 書

区 分	※受付年月日 年 月 日	※貸付決定番号	第 号	※貸付決定年月日	年 月 日		
資金の種類	資金	資金の種類	資金				
申請金額	円 (月額)	貸付金額	円 (月額)				
貸付期間	年 月 日から ( 年 月 ) 年 月 日まで	※決定	貸付期間	年 月 日から ( 年 月 ) 年 月 日まで			
償還の方法及び期間	年賦・半年賦・月賦 年償還	償還の方法及び期間	年賦・半年賦・月賦 年償還				
据置期間	年 月 ( 年 月から 年 月まで)	据置期間	年 月 ( 年 月から 年 月まで)				
申 請 者 ( 借 受 者 )	ふりがな氏名	※備 考					
	個人番号	ふりがな氏名					
	生年月日	年 月 日生	生年月日	年 月 日生			
	住 所	〒	住 所	〒			
	電話番号 (自宅)		電話番号 (自宅)				
	電話番号 (携帯)		電話番号 (携帯)				
	職 業		申請者との続柄				
	勤務先		職 業				
	電話番号 (勤務先)		勤務先				
	所在地 (勤務先)	〒	電話番号 (勤務先)				
修学(修業)予定又は就職予定先の名称	自宅通学 (通勤) ・自宅外通学 (通勤)	所在地 (勤務先)	〒				
収 入 (月 額)	円	修学 (修業) 予定又は就職予定先の名称	自宅通学 (通勤) ・自宅外通学 (通勤)				
配偶者の状況	(氏名)	(法律婚・事実婚)					
	(職業)	〔 死別、離婚、遺棄、海外の在留 法令拘禁、精神・身体障害 生死不明 〕	左の事実発生の年月日				
家 庭 の 状 況	申請者との続柄	氏 名	生年月日	年 齢	職 業	勤 務 先 (学校名及び学年)	収 入 (月 額)
							円

(裏)

連帯保証人に関する事項	氏名		生年月日		申請者との関係	
	住所	〒 (電話番号)				
	勤務先		職業			
	所在地(勤務先)	〒 (電話番号)				
	収入(月額)	円	主な負債	円	主な資産	円
貸付けを受けようとする理由						
返済の財源						
現在の事業(事業開始資金又は事業継続資金を借り入れようとする場合に限る。)		(事業の種類)		(経験年数)		年
		(内容)				
借入後の事業計画(事業開始資金又は事業継続資金を借り入れようとする場合に限る。)		(内容)				
この申請による寡婦福祉資金以外の借入金の状況	借入金の種類					
	借入金額	円	円	円	円	円
	借入年月日	・	・	・	・	・
	未償還額	円	円	円	円	円
	完了予定年月日	・	・	・	・	・
借入先						
備考						
<p>福島県寡婦福祉資金として 資金を借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 印</p> <p style="text-align: right;">(連帯借受者) 印</p> <p>上記の借入に係る本人の債務につき、本人と連帯してその債務を負担することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 印</p> <p>福島県知事</p>						
※福祉事務所等に関する事項	※受付年月日及び受付番号		※福祉事務所等名		※取扱者氏名・印	印
※(福祉事務所長等の意見)						

備考

- 1 「※印」欄は、記入しないこと。
- 2 「資金の種類」欄には、借り受けようとする寡婦福祉資金の名称を記入すること。
- 3 「貸付期間」欄は、技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 4 「償還の方法及び期間」欄は、償還方法について希望するものを○で囲み、かつ、償還期間を記入すること。
- 5 「据置期間」欄は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第1項及び第31条の7第1項の表の据置期間を記入すること。
- 6 「連帯借受者」欄は、就学支度資金、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合についてのみ記入すること。
- 7 「家庭の状況」欄には、申請者及び申請者が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 8 「貸付けを受けようとする理由」欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 9 「現在の事業」及び「借入後の事業計画」欄には、その概要をなるべく具体的に記入すること。
- 10 「この申請による寡婦福祉資金以外の借入金の状況」欄には、他の期間からの借入金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法による他の貸付金の借入の状況を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の規定に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（児童家庭課）

福島県企業局

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第8号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条に次の一号を加える。

- (3) 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令第3号）第1条第1項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために知事が適当と認める書類

様式第2号中

本人の状況等	1	本人の状況	(1) 未成年者（ 年
			(2) 成年被後見人
	2	本人の氏名	
	3	本人の住所	（郵便番号 ）」
	4	本人の連絡先	（電話番号

月 日生) )

を

本人の状況等  
(保有特定個人情報  
に係るものについて  
は、委任者の状況等)

- 1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年  
(2) 成年被後見人  
(3) 委任者 ( 年
- 2 本人の氏名
- 3 本人の住所 (郵便番号 )
- 4 本人の連絡先 (電話番号 )

月 日生)  
月 日生)  
番号 )

に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

よる代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。))」を加え、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類)、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書(開示請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。)等を提出し、又は提示してください。

様式第3号中

本人の状況等

- 1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年  
(2) 成年被後見人
- 2 本人の氏名
- 3 本人の住所 (郵便番号 )
- 4 本人の連絡先 (電話番号 )

月 日生) )

を

本人の状況等  
(保有特定個人情報  
に係るものについて  
は、委任者の状況等)

- 1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年  
(2) 成年被後見人  
(3) 委任者 ( 年
- 2 本人の氏名
- 3 本人の住所 (郵便番号 )
- 4 本人の連絡先 (電話番号 )

月 日生)  
月 日生)  
番号 )

に改め、同様式注1中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

よる代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。))」を加え、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

4 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、2及び3にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類)、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書(訂正請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。)のほか、

訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。

様式第4号中

利用停止請求の旨	違反していると認める福島県個人情報保護条例の規定
	第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 第7条第1項・第7条第2項 第8条第3項・第8条第4項
	第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項

求める措置
利用の停止 消去
提供の停止

利用停止請求の旨	違反していると認める福島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）又は行政手おける特定の個人を識別するための番号用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定
	条例第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 条例第7条第1項・第7条第2項 条例第7条の2第1項・第7条の2第2項 条例第8条第3項・第8条第4項 番号法第20条 番号法第28条
	条例第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項 条例第7条の3

護条続にの利の。)	求める措置
条第項	利用の停止消去
条第	提供の停止

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見
	2 本人の氏名
	3 本人の住所 (郵便番号)
	4 本人の連絡先

年 月 日生) 人

本人の状況等 (保有特定個人情報)	1 本人の状況 (1) 未成年 (2) 成年被 (3) 委任者
-------------------	---------------------------------



) ( 電話番号 )	に係るものについて は、委任者の状況等)	2 3 4	本人の氏名 本人の住所 (郵便番 本人の連絡先
---------------	-------------------------	-------------	-------------------------------

者 ( 年 月 日生 )  
 後見人  
 ( 年 月 日生 )  
 号 )  
 ( 電話番号 )

に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本

人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）を加え、同様式注3中「旅券等）」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加え、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日以前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第5号注2及び様式第6号注2中「請求者本人」の次に「（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

#### 附 則

- この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（経営・販売課）

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令第3号）第1条第1項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために管理者が適当と認める書類

様式第2号中

本人の状況等	1	本人の状況	(1) 未成年者（ 年
			(2) 成年被後見人
	2	本人の氏名	
	3	本人の住所	(郵便番号 )
	4	本人の連絡先	(電話番号 )

月 日生) ) ) )	を )	本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年 (2) 成年被後見人 (3) 委任者 ( 年 2 本人の氏名 3 本人の住所 (郵便番号 ) 4 本人の連絡先 (電話番号 )
-------------------	--------	--	---

月 日生) 月 日生) 番号 )	)	に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に
------------------------	---	-------------------------------

よる代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限り。）」を加え、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

- 5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）等を提出し、又は提示してください。

「

様式第3号中	本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年 (2) 成年被後見人 2 本人の氏名 3 本人の住所 (郵便番号 ) 4 本人の連絡先 (電話番号 )
--------	--------	--

月 日生) ) ) )	を )	本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年 (2) 成年被後見人 (3) 委任者 ( 年 2 本人の氏名 3 本人の住所 (郵便番号 ) 4 本人の連絡先 (電話番号 )
-------------------	--------	--	---

月 日生) 月 日生) 番号 )	)	に改め、同様式注1中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に
------------------------	---	-------------------------------

よる代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限り。）」を加え、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

- 4 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、2及び3にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。

様式第4号中

利用停止請求の旨	違反していると認める福島県個人情報保護条例の規定
	第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 第7条第1項・第7条第2項 第8条第3項・第8条第4項
	第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項

求める措置
利用の停止 消去
提供の停止

を

利用停止請求の旨	違反していると認める福島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）又は行政手おける特定の個人を識別するための番号用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定
	条例第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 条例第7条第1項・第7条第2項 条例第7条の2第1項・第7条の2第2項 条例第8条第3項・第8条第4項 番号法第20条 番号法第28条
	条例第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項 条例第7条の3

護条続にの利。)	求める措置
条第項	利用の停止 消去
条第	提供の停止

に、

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見
	2 本人の氏名
	3 本人の住所 (郵便番号)
	4 本人の連絡先

年 月 日生)
人
)
(電話番号 )

を

本人の状況等 (保有特定個人情報に 係るものについては、 委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見 (3) 委任者
	2 本人の氏名
	3 本人の住所 (郵便番号)
	4 本人の連絡先

者（ 年 月 日生）  
 後見人  
 （ 年 月 日生）  
 号（ ）  
 （電話番号 ）

に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本

人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、同様式注3中「旅券等）」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加え、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第5号注2及び様式第6号注2中「請求者本人」の次に「（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

### 福島県教育委員会

福島県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第十号

#### 福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「個人情報取扱事務登録簿」の下に「（以下「登録簿」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を取り扱う事務に係る登録簿は、教育委員会が別に定める。

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年 内閣府 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために教育委員会が適当と認める書類

様式第二号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( ) 年
	(2) 成年被後見人
	2 本人の氏名 (郵便番号 )
	3 本人の住所 (郵便番号 )
	4 本人の連絡先 (電話番号 )

本人の状況等 (保有特定個人情報)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( ) 年
	(2) 成年被後見人
	(3) 委任者 ( ) 年

に係るものについて は、委任者の状況等	2 本人の氏名 (郵便番号 )
	3 本人の住所 (郵便番号 )
	4 本人の連絡先 (電話番号 )

月 日生 )

月 日生 )

番号 )

る代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）等を提出し、又は提示してください。

様式第三号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( ) 年
	(2) 成年被後見人
	2 本人の氏名 (郵便番号 )
	3 本人の住所 (郵便番号 )
	4 本人の連絡先 (電話番号 )

本人の状況等

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( ) 年
	(2) 成年被後見人
	2 本人の氏名 (郵便番号 )
	3 本人の住所 (郵便番号 )
	4 本人の連絡先 (電話番号 )

月 日生 )

月 日生 )



号 )  
(電話番号 )

人の委任による代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。)に「又は本人の委任による代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。)」を加え、同様注3中「旅券等」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加え、同様注5や同様注6の次に「同様注4の次に次のように加える。」  
5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類)、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書(利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。)のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「請求者本人」の次に「(開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(以下「改正後の規則」という。)様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、必要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

福島県公安委員会規則第9号

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成18年福島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府省令第3号)第1条第1項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。)その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために公安委員会又は本部長が適当と認める書類

様式第2号中

本人の状況等	1	本人の状況	(1) 未成年者 ( 年 )
			(2) 成年被後見人
	2	本人の氏名	
	3	本人の住所	(郵便番号 )
	4	本人の連絡先	(電話番号 )



月 日生) )	を	本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
			(2) 成年被後見人
			(3) 委任者 ( 年
			2 本人の氏名
			3 本人の住所 (郵便番号
			4 本人の連絡先 (電話番号

月 日生)	を	本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
月 日生)			(2) 成年被後見人
)			(3) 委任者 ( 年
番号 )			2 本人の氏名
			3 本人の住所 (郵便番号
			4 本人の連絡先 (電話番号

に改め、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のよ

うに加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）等を提出し、又は提示してください。

様式第3号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
	(2) 成年被後見人
	2 本人の氏名
	3 本人の住所 (郵便番号 )
	4 本人の連絡先 (電話番号

月 日生) )	を	本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
			(2) 成年被後見人
			(3) 委任者 ( 年
			2 本人の氏名
			3 本人の住所 (郵便番号
			4 本人の連絡先 (電話

月 日生)	を	本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
月 日生)			(2) 成年被後見人
)			(3) 委任者 ( 年
番号 )			2 本人の氏名
			3 本人の住所 (郵便番号
			4 本人の連絡先 (電話

に改め、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のよ

うに加える。

4 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、2及び3にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。

	違反していると認める福島県個人情報保護条例の規定
--	--------------------------

様式第4号中

利用停止請求の旨

第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項  
第7条第1項・第7条第2項  
第8条第3項・第8条第4項

第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項

求める措置

利用の停止  
消去

提供の停止

を

利用停止請求の旨

違反していると認める福島県個人情報条例（以下「条例」という。）又は行政手おける特定の個人を識別するための番号用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定

条例第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項  
条例第7条第1項・第7条第2項  
条例第7条の2第1項・第7条の2第2項  
条例第8条第3項・第8条第4項  
番号法第20条  
番号法第28条

条例第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項  
条例第7条の3

護条  
統に  
の利  
。）

求める措置

条第  
項

利用の停止  
消去

条第

提供の停止

に、

本人の状況等

- 1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見
- 2 本人の氏名
- 3 本人の住所 (郵便番号)
- 4 本人の連絡先

年 月 日生)  
人  
)  
(電話番号 )

を

本人の状況等  
(保有特定個人情報  
に係るものについて  
は、委任者の状況等)

- 1 本人の状況 (1) 未成年 (2) 成年被 (3) 委任者
- 2 本人の氏名
- 3 本人の住所 (郵便番号)
- 4 本人の連絡先

者 ( 年 月 日生)  
後見人

( 年 月 日生 )  
号 )  
( 電話番号 )

に改め、同様式注3中「旅券等)」の次に「のほか、

」  
利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加え、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第5号注2及び様式第6号注2中「請求者本人」の次に「（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、様式第3号による自己情報訂正請求書及び様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号による自己情報開示請求書、様式第3号による自己情報訂正請求書及び様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（県民サービス課）

### 福島県労働委員会

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福島県労働委員会

#### 福島県労働委員会規則第二号

#### 福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

#### る規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年 内閣府 総務省 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために労働委員会が適当と認める書類

様式第三号中

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについては、委任者の状況等)	1	本人の状況	(1)	未成年者（年
	2	本人の氏名	(2)	成年被後見人
	3	本人の住所	(3)	委任者（年
	4	本人の連絡先	(4)	本人の連絡先

月 日生)

月 日生)

番号 )

に定める「回線式注文中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、回線式注文中「回線式注文中の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第一条第一項各号に掲げる書類）並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために労働委員会が適当と認める書類を提出し、又は提示してください。

様式第三号中

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについては、委任者の状況等)	1	本人の状況	(1)	未成年者（年
	2	本人の氏名	(2)	成年被後見人
	3	本人の住所	(3)	委任者（年
	4	本人の連絡先	(4)	本人の連絡先

に定める「回線式注文中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

よる代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」や「**「** 同法第4条第2項第5号の「**」**」

4 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、2及び3にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために労働委員会が適当と認める書類のほか、訂正を求め内容を事実上合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。

違反していると認める福島県個人情報保護条例の規定	第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項
	第7条第1項・第7条第2項 第8条第3項・第8条第4項
第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項	

利用停止請求の旨	違反していると認める福島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律（以下「番号法」という）の規定
求める措置	条例第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 条例第7条第1項・第7条第2項 条例第7条の2第1項・第7条の2第2項 条例第8条第3項・第8条第4項 番号法第20条 番号法第28条
利用の停止 消去	条例第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項
提供の停止	

条例第7条の3

護条続にの利。）	求める措置
第 項	利用の停止 消去
第 項	提供の停止

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見人
	2 本人の氏名 (郵便番号)
	3 本人の住所
	4 本人の連絡先

年 月 日 (生)	本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて)	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見人 (3) 委任者 (4) 本人の住所 (郵便番号)
(電話番号)		2 本人の氏名 (郵便番号)
		3 本人の住所
		4 本人の連絡先

者 ( 年 月 日 (生) )  
後見人 ( 年 月 日 (生) )  
号 ( ) (電話番号)

人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」

同様注3中「旅券等」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加え、同様注5や同様注6の次に「同様注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために労働委員会が適当と認める書類のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「請求者本人」の次に「（開示請求に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、  
（審査調整課）  
必要の調整をして使用することができる。